

高槻市総合交通戦略

実施計画編

（素案）

高槻市

目 次

第 1 章	はじめに.....	1-1
1 - 1	実施計画とは	1-2
1 - 2	計画期間	1-2
第 2 章	取り組むべき交通施策.....	2-1
2 - 1	施策体系	2-2
2 - 2	施策	2-4

第 1 章 はじめに

1-1 実施計画とは

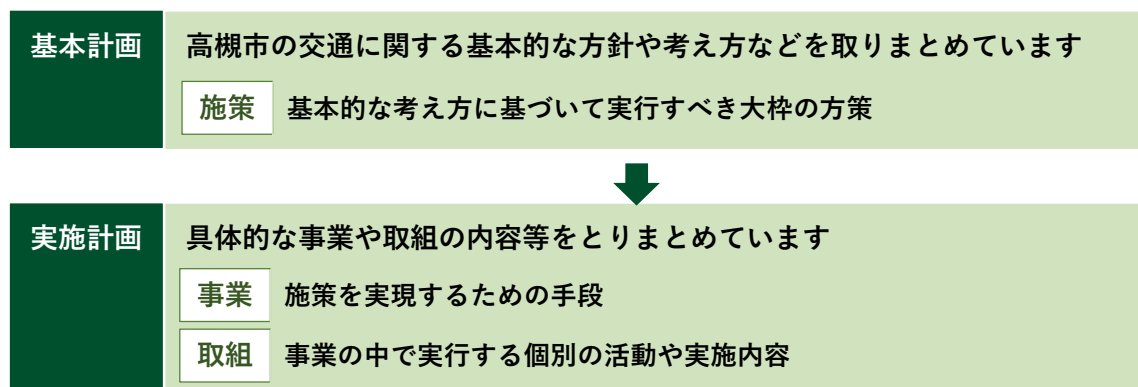
1-2 計画期間

1.はじめに

1-1 実施計画とは

「高槻市総合交通戦略 実施計画編」（以下、「本計画」という。）は、「高槻市総合交通戦略 基本計画編」（以下、「基本計画」という。）で示された交通施策の方向性に沿って、施策のより具体的な事業や取組の内容を定め、計画を推進するために策定するものです。

なお本計画における「施策」とは、「基本的な考え方に基づいて実行すべき大枠の方策」を示すものとし、この施策を実現するための手段を「事業」、事業の中で実行する個別の活動や実施内容を「取組」として定義します。



1-2 計画期間

計画期間は、基本計画と同様に、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。ただし、事業や取組の進捗状況、地域公共交通を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、事業や取組内容等は、必要に応じて見直します。

なお本計画に示す短期的な取組は、令和8年度から令和10年度までの3年間において重点的に進める取組、中期的な取組は本計画の計画期間7年間にわたって進める取組、長期的な取組は本計画の計画期間後も見据えて進める取組とします。



第 2 章 取り組むべき交通施策

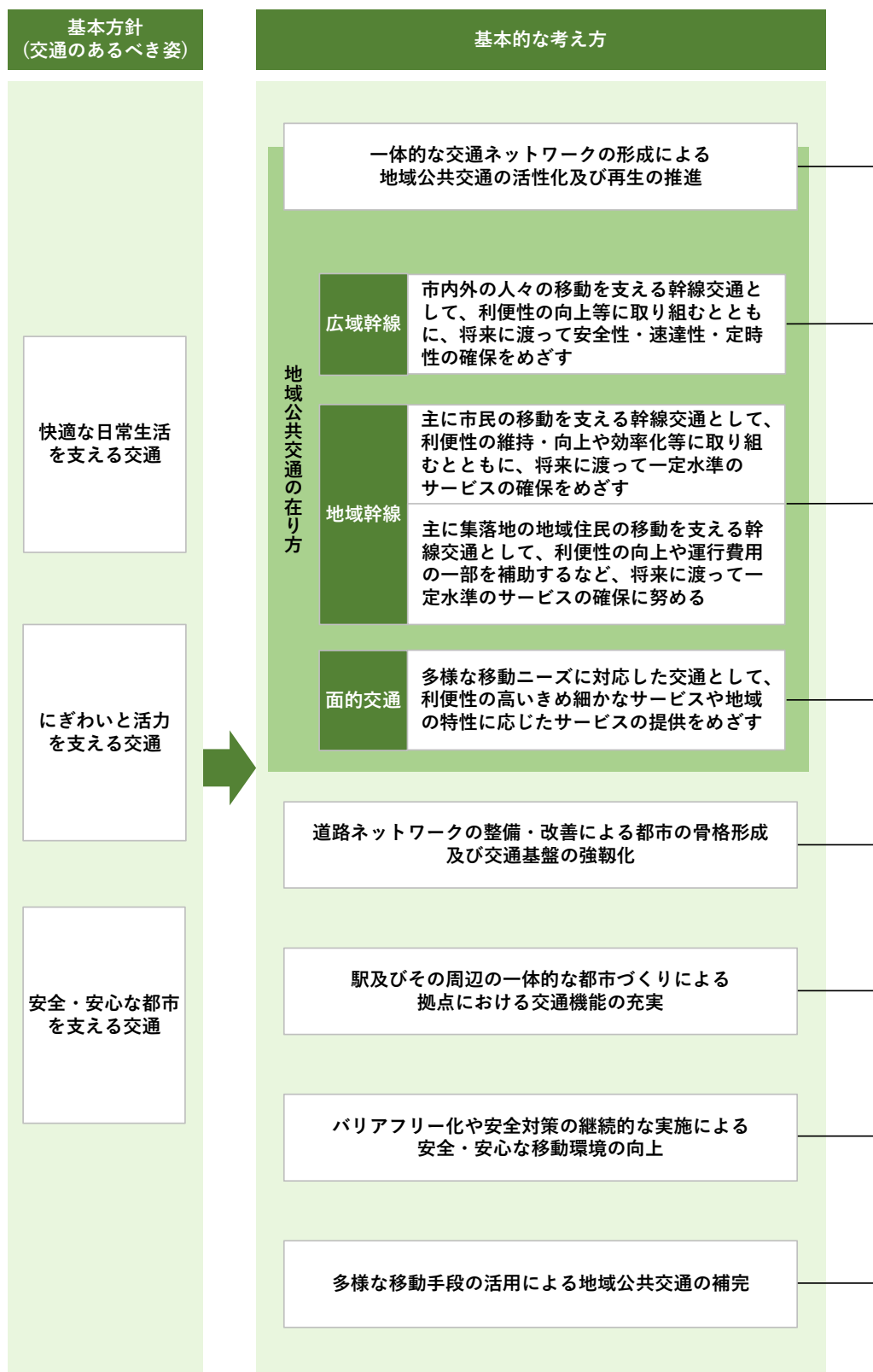
2-1 施策体系

2-2 施策

2.取り組むべき交通施策

2-1 施策体系

施策体系は次の通りです。



2.取り組むべき交通施策

施策・事業		評価指標
【共通施策】 1. 地域公共交通の利用促進 2. 安全・安心な輸送体制の構築 【機能別施策】 3. 広域移動の活性化 4. 安全性向上 5. 市内移動の円滑化 6. 地域幹線の確保・維持 7. 市内移動の活性化 8. 幹線交通の補完 9. 幹線道路ネットワーク等の形成 10. 幹線道路等の渋滞緩和 11. 歩行者中心の駅前空間の形成 12. 交通結節機能の強化・充実 13. 移動等の円滑化 14. 歩行者の安全確保 15. 自転車利用環境の向上 16. 移動を支える多様な仕組みの構築	モビリティ・マネジメント 案内・情報提供の充実 地域公共交通のバリアフリー化 運転者の確保・育成 環境負荷の低減 大規模災害時の緊急輸送体制等の確保	交通手段分担率
	輸送サービスの質的充実 ホーム・車内の安全対策 鉄道施設の防災・減災対策	市民一人当たり利用回数 (鉄道・京阪バス枚方高槻線)
	利用しやすい運賃体系や支払いシステムの導入 子育て世代、高齢者、障がい者等の外出支援・利用促進 バス停の待合環境の改善・乗り継ぎ環境の整備	市民一人当たり利用回数 (市営バス)
	交通需要や市民生活に即した路線再編及びダイヤの適正化 山間地域における適切な交通手段の導入検討 市街化調整区域等運行路線における財政支援 新技術や新たな交通モードの導入に関する調査・研究	収支状況 (市営バス)
	タクシーの活用促進 地域の特性に応じた新たな交通サービスの導入検討	タクシー利用者数
	需要に応じた都市計画道路等の整備 渋滞対策の実施	都市計画道路の整備率
	歩きたくなるまちづくりの推進 駅周辺のハブ機能の強化 鉄道による地域分断の解消	中心市街地の歩行者通行量 駅ターミナルのバス乗降者数
	歩行空間の確保 移動困難者の外出支援 歩道の安全対策 通学路の安全対策	放置自転車の移動・撤去台数 交通事故発生状況
	自転車通行空間の確保 駐輪環境の充実 自転車利用に関する意識啓発 所有から共有への意識転換 多様な主体との連携	地域公共交通を補完する 移動手段の数

2.取り組むべき交通施策

2-2 施策

2-2-1 一体的な交通ネットワークの形成による地域公共交通の活性化及び再生の推進

施 策	1. 共通施策：地域公共交通の利用促進
事 業	モビリティ・マネジメント
事業エリア	市全域
事業概要	人口減少や少子高齢化に伴い移動需要が減少する中においても、地域公共交通を維持し活性化するためには、公共交通利用のさらなる促進が必要です。より効果的な利用促進を図るため、対象者に応じた、講座やイベントの開催、PR 等の取組を実施します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 対象者に応じた講座等の充実 ＜都市づくり推進課、バス事業者＞ 地域公共交通の優位性や有益性などの理解を深めてもらうため、市民や学生を対象とした出前講座や子育て世代を対象としたベビーカーによるバスの乗り方教室など、対象者に応じた講座等の充実に取り組みます。 ② 各種イベントの実施・参加 ＜バス事業者＞ バス利用に繋がるファンづくりやきっかけづくりのため、車庫見学やバス車両の展示など、バスに触れ合う機会を提供する各種イベントの実施・参加に取り組みます。 ③ 運転免許証自主返納制度の PR ＜管理課＞ 高齢者を対象に、警察を講師とする交通安全教室や市ホームページ、窓口等での冊子の配架等により運転免許証自主返納制度の PR に取り組みます。  ベビーカー乗車体験教室（市営バス）

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				継続			
②				継続			
③				継続			

施策	1. 共通施策：地域公共交通の利用促進
事業	案内・情報提供の充実
事業エリア	市全域
事業概要	案内の高度化を通じた地域公共交通による移動の利便性向上とともに、市の魅力発信を行い、市内外からの利用促進を図ります。 【取組】 ※＜＞内は取組主体 ① 多様な媒体による案内・情報提供の充実 ＜地域公共交通事業者、観光シティセールス課＞ 各種ウェブサイトやアプリ、フリーペーパー等の多様な媒体を通じて、運行情報だけでなく、観光等の魅力溢れる情報提供の充実に取り組みます。 ② 駅ターミナルにおける案内の高度化 ＜バス事業者＞ 接近情報等が確認できるバスロケーションシステムと連動した発車時刻案内板の設置やスマートバス停の設置など駅ターミナルにおける案内の高度化について検討します。



スマートバス停の事例
(出典：YE デジタル HP)

実施時期

取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	継続						
②	短期						

2.取り組むべき交通施策

施 策	2. 共通施策：安全・安心な輸送体制の構築
事 業	地域公共交通のバリアフリー化
事業エリア	市全域
事業概要	高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが安全・安心な移動を円滑に行えるよう、施設や車両等のハード面に加え、乗務員による対応等のソフト面からもバリアフリー化を推進します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 鉄道駅や鉄道車両のバリアフリー化 ＜鉄道事業者＞ 鉄道駅におけるエレベーターやエスカレーター等のバリアフリー設備の維持管理とともに、鉄道車両における扉の開閉予告装置や車内案内表示器の設置、車椅子スペースの拡大などのバリアフリー化に取り組めます。 ② バス・タクシー車両のバリアフリー化 ＜バス事業者、タクシー事業者＞ 高齢者や障がい者等の多様な方が利用しやすいよう、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入など、バス・タクシー車両のバリアフリー化に取り組めます。 ③ 乗務員等への研修の実施 ＜地域公共交通事業者＞ 移動に困難を抱える方への理解促進や配慮の意識醸成のため、乗務員等へのバリアフリーに係る研修の実施に取り組めます。  バリアフリーに関する乗務員研修の実施 (市営バス)

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						
②	長期						
③	継続						

施 策	2. 共通施策：安全・安心な輸送体制の構築
事 業	運転者の確保・育成
事業エリア	市全域
事業概要	バスやタクシーの運転士や整備士の不足が全国的に深刻化し、生活の足を守るための担い手の確保が急務となっていることから、事業者による採用活動・支援に加えて、高槻市においても近隣自治体や事業者と連携した取組を実施します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 採用説明会の実施 ＜都市づくり推進課＞ 地域公共交通の担い手確保のため、近隣自治体や事業者等との連携による採用活動として、説明会の実施について検討します。 ② 2 種免許取得支援 ＜バス事業者、タクシー事業者＞ バス事業やタクシー事業の運転に必要な 2 種免許の取得費用の継続的な支援に取り組めます。  バス運転士職業理解セミナー（茨木市） （出典：茨木市提供）

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①	短期			継続			
②	継続						

2.取り組むべき交通施策

施 策	2. 共通施策：安全・安心な輸送体制の構築
事 業	環境負荷の低減
事業エリア	市全域
事業概要	車両や施設の更新を通じ、温室効果ガスの排出量削減をはじめとする環境負荷の低減やカーボンニュートラルの実現を図ります。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 環境に配慮した低炭素型車両の導入 ＜バス事業者、タクシー事業者＞ 燃費効率の向上や環境負荷の低減を図るため、ハイブリッド車両やEV等の環境に配慮した低炭素型車両の導入に取り組めます。 ② カーボンニュートラル運行の実施 ＜鉄道事業者＞ 列車運行と駅施設などで使用する鉄道用電力を再生可能エネルギー由来の電力に置き換え、実質的にCO2排出量をゼロにするカーボンニュートラル運行の実施に取り組めます。



カーボンニュートラルラッピング車両
(出典：阪急電鉄 HP)

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						
②	継続						

施 策	2. 共通施策：安全・安心な輸送体制の構築
事 業	大規模災害時の緊急輸送体制等の確保
事業エリア	市全域
事業概要	大規模災害発生時における、バス車両を用いた身体障がい者の避難をはじめとする人員輸送に向け、事業者等の各機関との情報伝達体制の確立など、円滑な緊急輸送実施体制の構築を図ります。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 市バス車両活用による避難者の輸送体制の周知・啓発 ＜危機管理室＞ 出前講座や防災訓練等を通じて、市バス車両を活用した避難者輸送に関する周知・啓発に取り組めます。 市営バスによる避難者輸送訓練

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	継続						

2.取り組むべき交通施策

施 策	3. 広域幹線：広域移動の活性化
事 業	輸送サービスの質的充実
事業エリア	市全域
事業概要	大手鉄道事業者が主体となって、モバイル端末で購入・利用可能な乗車券の導入等を通じ、MaaSの実現に向けたサービスの充実と周知を図ります。 【取 組】 ※<>内は取組主体 ① QRコード乗車券の充実 <鉄道事業者> 乗車券のデジタル化による利便性向上策として、スマートフォンを用いて事前購入・利用（表示・タッチ）ができるQRコード乗車券の充実に取り組みます。 ② 「KANSAI MaaS」の充実・周知 <鉄道事業者> マルチモーダルでの乗換経路検索や電子チケット等のサービスをワンストップに提供し、関西に主要路線を持つ鉄道7社が運営する「KANSAI MaaS」について、継続的なサービスや機能の充実と周知に取り組みます。   QRコード乗車券の利用イメージ (出典：阪急電鉄 HP) KANSAI MaaS (出典：関西 MaaS 協議会 HP)

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②				継続			

施 策	4. 広域幹線：安全性向上
事 業	ホーム・車内の安全対策
事業エリア	市全域
事業概要	利用者の安全・安心の向上のため、駅におけるホーム柵の設置や車内への防犯カメラの設置等を継続的に実施します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 可動式ホーム柵等の設置 ＜鉄道事業者＞ ホームからの転落による列車との接触事故の防止などホーム上の安全性を高めるため、市内全駅への可動式ホーム柵等の設置に取り組みます。 ② 車内防犯カメラの設置 ＜鉄道事業者＞ 車内トラブル対応や犯罪・迷惑行為の抑制につなげる車内セキュリティ強化のため、全ての車両への防犯カメラの設置に取り組みます。  転落防止ホーム柵

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						
②	長期						

2.取り組むべき交通施策

施 策	4. 広域幹線：安全性向上
事 業	鉄道施設の防災・減災対策
事業エリア	市全域
事業概要	有馬高槻断層帯地震や南海トラフ地震等の発生時には、高槻市においても大きな揺れが想定されることから、鉄道施設の耐震化による防災・減災対策を、鉄道事業者において継続的に実施します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 高架橋の耐震化 ＜鉄道事業者＞ 市内鉄道高架橋において国土交通省令等に基づき、耐震補強の対策が必要な箇所について調査するとともに、必要に応じた耐震化に取り組めます。  高架橋の耐震補強工事（高槻市役所付近）

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						

施 策	5. 地域幹線：市内移動の円滑化
事 業	利用しやすい運賃体系や支払いシステムの導入
事業エリア	市全域
事業概要	市内移動における公共交通のさらなる利用を促進するため、想定される様々な利用者に応じた新たな支払い方法や割引制度の導入や拡充を検討します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① キャッシュレス決済の導入 ＜バス事業者＞ 車載器（運賃箱）の更新に合わせて、クレジットカード決済やQRコード乗車券等の運賃のキャッシュレス決済について導入を検討します。 ② 「Tsukica」を活用した多様な割引制度等の拡充 ＜バス事業者＞ 市営バス専用ICカード「Tsukica」を活用し、市営バスの乗り継ぎ割引や昼間割引の運用継続のほか、多様な割引制度等の拡充について検討します。 次世代型運賃箱の事例 （出典：小田原機器 提供）

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	短期						
②	継続						

2.取り組むべき交通施策

施 策	5. 地域幹線：市内移動の円滑化
事 業	子育て世代、高齢者、障がい者等の外出支援・利用促進
事業エリア	市全域
事業概要	子育て世代、高齢者、障がい者等の移動制約者を対象に、公共交通の利用や外出自体を促進するため、ライフステージに応じた運賃割引制度をはじめとする多様なサービスの提供を、市の福祉政策と連携して実施します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① ライフステージに即した多様な割引乗車制度の継続 ＜バス事業者＞ 「妊婦特別運賃制度（こうのとりのバス）」「乳児保護者等特別運賃制度（かるがもパス）」「U-12、U-15 おでかけパス」など、市民のライフステージに即した多様な割引乗車制度の継続的な運用に取り組みます。 ② 子育て支援乗車制度の拡充検討 ＜バス事業者＞ 現行の乗車制度のリニューアルを見据えて、利便性向上や利用状況の可視化等の制度拡充を検討します。 ③ 市営バス高齢者割引乗車券・無料乗車券制度の継続 ＜長寿介護課＞ 高齢者の社会参加の促進を図るため、75歳以上の市民に市営バスの無料乗車券・70歳以上の市民に割引乗車券を交付する制度の継続的な運用に取り組みます。 ④ 市営バス障がい者無料乗車券制度の継続 ＜障がい福祉課＞ 障がい者の社会参加の促進を図るため、市内在住の障がい者手帳所持者に市営バス無料乗車券を交付する制度の継続的な運用に取り組みます。



ライフステージに応じた
割引乗車制度（市営バス）

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②		短期		継続			
③				継続			
④				継続			

施 策	5. 地域幹線：市内移動の円滑化
事 業	バス停の待合環境の改善・乗り継ぎ環境の整備
事業エリア	市全域
事業概要	利用者が多いバス停において、屋根やベンチなど路線バスを待つための環境が不十分であることを問題点として多く挙げていることを踏まえ、バス停留所における上屋やベンチの設置等の待合環境の改善を継続的に検討・実施します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 上屋及びベンチ等の設置 ＜バス事業者＞ 利用状況や歩道幅員等の道路条件、施設の経年劣化といった実情を踏まえた設置状況となるよう、計画的にバス停の上屋及びベンチ等の設置に取り組みます。  バス停におけるシェルター等の設置

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						

2.取り組むべき交通施策

施 策	6. 地域幹線：地域幹線の確保・維持
事 業	交通需要や市民生活に即した路線再編及びダイヤの適正化
事業エリア	市全域
事業概要	少子高齢化にともない、生産年齢人口の減少による朝夕の通勤利用の減少や、高齢者を中心とする日中の移動の増加といった、移動需要の変化が生じています。またバス運転者の不足が公営事業者も含めて深刻化しており、黒字路線であっても減便等の運行規模の縮小が避けられない状況にあります。こうした需要と供給双方の変化を踏まえ、バス路線の再編、ダイヤの適正化を検討・実施します。また、今後、予定されている市の施設整備や、新たな道路の供用開始等を踏まえ、路線再編及びダイヤ編成を検討します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 0D データに基づく効率的かつ公平なダイヤ編成 ＜バス事業者＞ 0D データに基づく効率的かつ公平なダイヤ編成に継続して取り組みます。

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	継続						

施 策	6. 地域幹線：地域幹線の確保・維持
事 業	山間地域における適切な交通手段の導入検討
事業エリア	山間地域
事業概要	人口減少や少子高齢化に伴う移動需要の減少に加え、大型路線バスの運転士不足の深刻化が生じている状況を踏まえ、市営バス路線のうち極端に利用者が少ない北部山間地の区間について、デマンド交通等の各地域に適した路線バス以外の交通手段の導入を検討・実施します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 樫田地区におけるデマンド交通導入実証実験 ＜都市づくり推進課、バス事業者＞ 市営バス路線田能線の原大橋以北において、地域住民との協議を踏まえた新たな交通として、デマンド交通の実証運行に取り組みます。 ② 地域の移動手段の確保に向けた協議 ＜都市づくり推進課、バス事業者＞ 山間地域における地域の移動手段の確保に向け、新たな交通手段の導入について地域住民との協議に取り組みます。  地域との協議の様子（樫田地区）

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	短期						
②	中期						

2.取り組むべき交通施策

施 策	6. 地域幹線：地域幹線の確保・維持
事 業	市街化調整区域等運行路線における財政支援
事業エリア	市街化調整区域等
事業概要	市営バス路線のうち、市街化調整区域等を運行する利用が少ない路線については、高槻市が交通部に対して生活交通路線維持事業補助金として財政負担を行うことで維持を図っています。市民の日常生活における移動手段を確保するため、引き続き路線の維持を図ります。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 生活交通路線維持事業補助金の交付 ＜財務管理室、都市づくり推進課＞ 市営バス事業の経営健全化と市民福祉の維持向上のため、市街化調整区域を相当区間通っている一部市営バス路線において運行損失額に対する継続的な支援に取り組めます。

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	継続						

施 策	6. 地域幹線：地域幹線の確保・維持
事 業	新技術や新たな交通モードの導入に関する調査・研究
事業エリア	市全域
事業概要	国内においても自動運転技術に代表される新たな技術の開発や実装が進んでいます。民間企業とも連携し、こうした新たな技術や交通モードを活用した交通体系なあり方の研究に取り組みます。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 自動運転技術等に関する共同研究 ＜都市づくり推進課、バス事業者＞ 市と民間会社で締結した連携協定に基づき、自動運転技術等の新たなモビリティの適応可能性等の検討を行うことで、高槻市の持続可能な交通体系のあり方に関する官民連携の研究に取り組みます。  民間企業との連携協定

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						

2.取り組むべき交通施策

施 策	7. 面的交通：市内移動の活性化
事 業	タクシーの活用促進
事業エリア	市全域
事業概要	市内のタクシーについては、時間帯やエリアによって需給のミスマッチ、特に電話での配車依頼に応えられない状況が生じていることから、配車アプリの活用促進により事業者の予約受付業務の負担軽減を図ります。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 高齢者向けタクシー配車アプリの使い方講座の実施 ＜都市づくり推進課、タクシー事業者＞ タクシー配車アプリの普及に向けて、高齢者向けのタクシー配車アプリの使い方講座の実施について検討します。 自治会を対象としたスマホ活用講座 (出典：高槻市 HP)

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	短期			継続			

施 策	8. 面的交通：幹線交通の補完
事 業	地域の特性に応じた新たな交通サービスの導入検討
事業エリア	市全域
事業概要	高齢化の進展に伴い自動車や自転車での移動が困難な方の増加が見込まれる一方で、通勤や通学に比べて日常生活の移動はニーズが多様であり、既存の定時定路線型の路線バス等の公共交通では十分にカバーできないことが想定されます。こうした地域の移動ニーズに応えることを目的に、地域住民の積極的な参画のもと、市は仕組みづくりや技術等について必要な支援を行う等、新たな交通サービスの導入に向けた検討を行います。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 地域主体型の移動手段創出の技術支援 ＜都市づくり推進課＞ ラストワンマイルや地域内移動等のきめ細かな移動需要に対して、自家用有償運送制度等の活用可能性について調査・研究を行うなど、地域主体型の移動手段創出の技術支援について検討します。

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						

2.取り組むべき交通施策

2-2-2 道路ネットワークの整備・改善による都市の骨格形成及び交通基盤の強靱化

施 策	9. 幹線道路ネットワーク等の形成
事 業	需要に応じた都市計画道路等の整備
事業エリア	市全域
事業概要	都市間交流の活性化や円滑な地域内移動の実現のために、優先度を踏まえた都市計画道路（萩之庄梶原線、環状幹線道路など）の整備を推進します。また、国土軸を形成する新名神高速道路については、関係者と連携の上、整備促進を図ります。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 都市計画道路の見直し ＜都市づくり推進課＞ 長期未着手の都市計画道路について、社会情勢の変化による計画の必要性や事業の実現性を踏まえ、関係機関と調整の上、需要に応じた都市計画道路の見直しに取り組みます。 ② 新名神高速道路の整備 ＜NEXCO 西日本＞ 交通利便性の更なる向上とともに、都市間連携の強化や地域経済の活性化を図るため、国土軸を形成する新名神高速道路の整備推進に取り組みます。 ③ 広域・放射状・環状幹線道路の整備 ＜道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局＞ 広域・放射状・環状幹線道路ネットワークの形成に向けて、（都）富田奈佐原線（府道萩谷西五百住線）など、都市計画道路等の整備推進に取り組みます。



交通体系方針図
（高槻市都市計画マスタープラン）

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②				中期			
③				長期			

施 策	10. 幹線道路等の渋滞緩和
事 業	渋滞対策の実施
事業エリア	市全域
事業概要	幹線道路の渋滞緩和や市内の物流交通の円滑な移動の実現のために、物流事業者や荷主に対して、集荷・配達の間隔の変更やルートの変更、荷捌きスペースの確保等、物流を対象とした交通需要マネジメント（物流 TDM）を推進します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 交差点の改良 ＜道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局＞ 交通渋滞の要因となっている交差点において、交通処理能力の向上を図るため、右折レーンの設置など、交差点の改良について検討します。 ② 渋滞対策に関する関係者協議 ＜都市づくり推進課＞ 府道 16 号大阪高槻線（市役所前交差点～唐崎北 2 丁目交差点）において、沿道への物流施設の立地による物流交通等の増加が懸念されることから、状況把握に取り組み、必要に応じた短期的な対応策の実施について検討します。

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①	長期						
②		短期					

2.取り組むべき交通施策

2-2-3 駅及びその周辺の一体的な都市づくりによる拠点における交通機能の充実

施 策	11. 歩行者中心の駅前空間の形成
事 業	歩きたくなるまちづくりの推進
事業エリア	市全域
事業概要	関連計画を踏まえた富田地区における地域の魅力を高める修景支援の継続的な実施や、先進事例の調査研究を踏まえた街路空間の再構築や利活用可能性の検討、中心市街地への過度な自動車利用の抑制に係る市営駐車場のあり方検討を行います。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 富田まちなみ環境整備事業 ＜都市づくり推進課＞ 「富田地区交通まちづくり基本構想」に基づき、富田らしい歴史と趣のあるまちなみを再創出し、地域の魅力を高めるため、鉄道駅と歴史資源を結ぶ経路の修景支援を継続的に実施します。 ② 景観形成資源の保全及び活用に係る制度の検討 ＜都市づくり推進課＞ 良好な景観形成に向け、文化財保存活用地域計画区域である城下町エリアにおいて、風格と趣あるまちなみの形成に向け、景観形成資源の保全や創出、支援策について検討します。 ③ 街路空間の再構築・利活用 ＜都市づくり推進課＞ 居心地が良く魅力的な駅前空間の創出に向けて、官民連携による先進事例の調査・研究などに取り組み、街路空間の再構築や利活用の可能性について検討します。 ④ 中心市街地における市営駐車場のあり方検討 ＜管理課＞ 中心市街地では、民間駐車場が増加していることから、現在の市営駐車場の利用状況や周辺駐車場の状況把握をし、今後の施設のあり方の検討を行います。

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	継続						
②	短期						
③	長期						
④	長期						

施 策	12. 交通結節機能の強化・充実
事 業	駅周辺のハブ機能の強化
事業エリア	駅周辺地域
事業概要	JR 高槻駅南地区の再整備にあわせ、当該地区に求められる交通体系等のあり方について整理・検討を行います。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① JR 高槻駅南地区の再整備のあり方検討 ＜都市づくり推進課＞ JR 高槻駅南地区の再整備について、準備組合が事業計画素案の作成に着手することを受け、当該地区に求められる都市機能・都市基盤のあり方について整理・検討します

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	短期						

2.取り組むべき交通施策

施 策	12. 交通結節機能の強化・充実
事 業	鉄道による地域分断の解消
事業エリア	鉄道沿線地域
事業概要	鉄道により分断されている地域については、人の流れの減少、まちの一体感の阻害、鉄道と交差する道路で渋滞の発生、緊急車両の走行の阻害など、生活する上で支障が出ています。そのため、鉄道との交差部の道路整備や側道の整備、高架下の有効活用などを進めることで、交通の円滑化や地域の一体化を促進します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 鉄道高架化 ＜都市づくり推進課＞ 交通及びまちづくりの課題解決に向け、関係機関や鉄道事業者との勉強会を開催し、鉄道高架化の可能性について検討します。

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						

2-2-4 バリアフリー化や安全対策の継続的な実施による安全・安心な移動環境の向上

施 策	13. 移動等の円滑化
事 業	歩行空間の確保
事業エリア	重点整備地区
事業概要	令和4年3月に改定した「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区において、高齢者や障がい者等が、安全にかつ安心してまちを移動できるように、歩道の改良や視覚障がい者誘導用ブロック整備などの歩道空間のバリアフリー化等を進めます。 【取 組】 ※<>内は取組主体 ① 歩行空間のバリアフリー化 <道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局> 歩道の新設・改良や視覚障がい者誘導用ブロック等の設置・更新など歩行空間のバリアフリー化を推進します。 ② 効果的な放置自転車対策の実施 <管理課> 民間事業者・商店街等と連携した駅周辺での街頭指導や放置自転車対策ポスターの掲示、自転車放置禁止区域内の公営・民営駐輪場マップの市 HP 掲載など、様々な手法を加えた啓発活動による放置自転車対策の実施に取り組みます。 ③ 商店街等の道路不正使用防止キャンペーンの実施 <管理課> 国土交通省が実施する「道路ふれあい月間」に併せて、高槻駅周辺において関係機関や団体と共同でビラ配布及び現地指導を行うなど、道路上の商品や看板等のはみ出しを防止する啓発活動の実施に取り組みます。   道路不正使用等防止キャンペーンの実施状況

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						
②	継続						
③	継続						

2.取り組むべき交通施策

施 策	13. 移動等の円滑化
事 業	移動困難者の外出支援
事業エリア	市全域
事業概要	令和4年3月に改定した「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい者等が、安全にかつ安心してまちを移動できるように、心のバリアフリーの浸透に向けた研修の実施や周知・啓発活動等の実施など、ソフト面での取組を進めます。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 心のバリアフリーの推進 ＜都市づくり推進課＞ ユニバーサルデザインの視点も踏まえながら、障がい者や高齢者等に対する理解を深めるため、市内小学校においてバリアフリー総合学習などを実施します。 ② ゆずりあい駐車区画の整備促進 ＜管理課＞ 桃園町駐車場・高槻駅北地下駐車場に1箇所ずつ設置しているゆずりあい駐車区画について、利用状況やニーズ等を勘案し、整備を促進します。 ③ 市営駐車場における障がい者などに対する駐車料金減免制度の継続 ＜管理課＞ 障がい者などを対象に、市営駐車場において一時利用料金を減免する制度の継続的な運用に取り組めます。   小学校でのバリアフリー体験学習

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②				継続			
③				継続			

施 策	14. 歩行者の安全確保
事 業	歩道の安全対策
事業エリア	市全域
事業概要	道路上の通行の支障となる物件については、適切に撤去・移設することが望まれます。そのため、誰もが安全に・歩きたくなる歩道空間の実現を目指し、無電柱化をはじめ、ブロック塀等の撤去等に取り組みます。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 無電柱化の推進 ＜道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局＞ 都市防災機能の向上や安全快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の形成のため、無電柱化の推進に取り組みます。  無電柱化の推進（西国街道線） ② ブロック塀等の撤去 ＜審査指導課＞ ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部補助及び制度の周知啓発に取り組みます。  地域の安全確保に向けた取組リーフレット

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				長期			
②				長期			

2.取り組むべき交通施策

施 策	14. 歩行者の安全確保
事 業	通学路の安全対策
事業エリア	市全域
事業概要	高槻市通学路安全プログラムに基づき、子どもたちを取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」を進めます。特に、通学路の安全点検や危険箇所の具体的な対策実施、交通量が多い場所での歩道の整備や路肩のカラー化など、教育委員会などの教育関係機関と連携しながら、歩道の改善・安全確保を図ります。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 路側帯のカラー化・更新 ＜道路課＞ 歩道の無い幹線通学路において、路側帯のカラー化や更新に取り組みます。 ② 交差点部における支柱設置 ＜道路課＞ 歩道への車両侵入を抑制するため、幹線通学路の信号交差点部において支柱設置に取り組みます。 ③ 幹線通学路一斉点検調査の実施 ＜学校安全課＞ 各小学校において、毎年、保護者をはじめとする地域住民との協働のもと、防犯・交通安全・防災の観点から、幹線通学路の点検・調査の実施に取り組みます。 幹線通学路の一斉点検の状況 (出典：高槻市通学路安全プログラム)

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	継続						
②	継続						
③	継続						

2-2-5 多様な移動手段の活用による地域公共交通の補完

施 策	15. 自転車利用環境の向上
事 業	自転車通行空間の確保
事業エリア	市全域
事業概要	たかつき自転車まちづくり向上計画に示されている「自転車を安全・快適に利用できるまち たかつき」の実現を目指し、幹線道路等を活用した自転車通行空間ネットワークを構築し、自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路交通環境を創ります。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 自転車通行空間の整備・改善 ＜道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局＞ 自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路交通環境の創出に向け、「たかつき自転車まちづくり実行計画」に基づき、自転車通行空間（矢羽根）の整備に取り組みます。   自転車道の整備（南平台日吉台線） 自転車専用通行帯の整備（富田芝生線） 自転車通行空間整備の状況

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						

2.取り組むべき交通施策

施 策	15. 自転車利用環境の向上
事 業	駐輪環境の充実
事業エリア	市全域
事業概要	たかつき自転車まちづくり向上計画に示されている「自転車を安全・快適に利用できるまち たかつき」の実現を目指し、既存駐輪場の利用促進や機能向上、利用者サービス向上等の実現に向け、関係機関と協議・連携を図り、総合的な駐輪施策を展開するとともに自転車利用者の満足度の向上を目指します。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 需要に応じた駐輪サービスの充実 ＜管理課＞ 市立自転車駐車場において、2人乗り自転車に対する1階への優先駐車案内や駐輪区画の見直しを行うことで、需要に応じた駐輪サービスの充実に取り組みます。

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	継続						

施 策	15. 自転車利用環境の向上
事 業	自転車利用に関する意識啓発
事業エリア	市全域
事業概要	たかつき自転車まちづくり向上計画に示されている「自転車を安全・快適に利用できるまち たかつき」の実現を目指し、すべての自転車利用者が、自転車の交通ルールやマナーを理解・実践できるように取り組みます。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 自転車交通安全教育活動の充実 ＜管理課＞ 自転車事故防止と交通ルール遵守の徹底を図るため、高齢者や小・中・高校生など年齢層に応じた自転車交通安全教室の実施や教育コンテンツの充実に取り組みます。 ② 自転車保険の加入促進 ＜管理課＞ 交通安全教室や街頭啓発、窓口等でのチラシ配架等による周知など、自転車保険への加入促進に取り組みます。 ③ 自転車安全利用の啓発活動の実施 ＜管理課＞ 「自転車安全利用の日」を中心に、関係機関と連携した事故多発交差点や駅等における交通ルールの周知・啓発活動を展開し、自転車安全利用に対する意識啓発の推進に取り組みます。 関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発 (出典：高槻市 HP)

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②				継続			
③				継続			

2.取り組むべき交通施策

施 策	16. 移動を支える多様な仕組みの構築
事 業	所有から共有への意識転換
事業エリア	市全域
事業概要	移動手段を保有しなくても快適に外出できるように、カーシェアやシェアサイクルのポート数の増加に向けた働きかけ、普及促進を図ります。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① シェアサービス等の活用・普及 ＜都市づくり推進課、管理課＞ モビリティを所有せず、必要なときだけ利用する意識・行動の定着に向けて、公共性を有する交通手段としてシェアサイクル等のシェアサービスの活用の検討に取り組めます。

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						

施 策	16. 移動を支える多様な仕組みの構築
事 業	多様な主体との連携
事業エリア	市全域
事業概要	高齢化の進展に伴い自動車や自転車での移動が困難な方の増加が見込まれる一方で、通勤や通学に比べて日常生活の移動はニーズが多様であり、既存の定時定路線型の路線バス等の公共交通では十分にカバーできないことが想定されます。こうした地域の移動ニーズに応えることを目的に、市内に立地する事業所や病院など、特定施設専用の送迎サービスに対して、休憩時間帯や復路ルートにおいて一般利用者の混乗化が可能か、施設等と協議を行い、連携方法を検討します。 また、地域住民が主体となって移動サービスを提供する場合は、安全な移動サービスとなるように支援を行います。 【取 組】 ※＜＞内は取組主体 ① 福祉有償運送制度の周知 ＜長寿介護課、障がい福祉課＞ 地域公共交通の利用が困難で、車いすを利用する高齢者や障がい者に対して、市社会福祉協議会が実施する福祉有償運送制度を活用した移送サービスの周知に取り組めます。 ② 施設送迎サービス等の活用 ＜都市づくり推進課＞ 地域公共交通を補完する移動手段として、施設の利用者や企業の従業員を送迎するための輸送サービスやボランティア輸送等の活用可能性について、調査・研究に取り組めます。

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	継続						
②	長期						